

令和5年

第3回忠岡町議会臨時会会議録

開会 令和5年10月5日

閉会 令和5年10月6日

忠岡町議会

令和5年 第3回忠岡町議会臨時会会議録（第1日）

令和5年10月5日午前10時、第3回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 河瀬 成利議員 | 2番 今奈良幸子議員 | 3番 北村 孝議員 |
| 4番 小島みゆき議員 | 5番 二家本英生議員 | 6番 是枝 綾子議員 |
| 7番 松井 匡仁議員 | 8番 三宅 良矢議員 | 9番 前川 和也議員 |
| 10番 尾崎 孝子議員 | 11番 勝元由佳子議員 | 12番 河野 隆子議員 |

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

| | | | |
|--------------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 杉原 健士 | 副 町 長 | 井上 智宏 |
| 教 育 長 | 富本 正昭 | 町長公室長 | 立花 武彦 |
| 町長公室次長兼総務課長 | | 町長公室次長兼企画人権課長 | |
| | 南 智樹 | | 明松 隆雄 |
| 住民部長 | 谷野 栄二 | 住民部次長兼生活環境課長 | |
| 健康福祉部長 | 泉元 喜則 | | 新城 正俊 |
| 産業まちづくり部長 | 村田 健次 | 教育部長 | 二重 幸生 |
| 教育部理事兼学校教育課長 | | 消 防 長 | 森下 孝之 |
| | 石本 秀樹 | 消防次長兼消防予防課長 | 岸田 健二 |

(各課課長同席)

)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 柏原 憲一 |
| 主 査 | 酒井 宇紀 |
| 主 査 | 岩間早百合 |

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立をいたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、令和5年第3回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和5年第3回忠岡町議会臨時会（1日目）議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止について |
| 日程第5 | 議案第37号 請負契約締結について（忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事） |
| 日程第6 | 議案第38号 請負契約締結について（忠岡町民運動場建築及び解体工事） |
- 以上のおおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第3回忠岡町議会臨時会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和5年第3回忠岡町議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび泉大津市、高石市と10月16日に2市1町広域連携協定を締結する運びとなりました。本協定は、住民ニーズの変化等様々な課題に対応しながら、将来にわたり住民に必要な市民サービスを提供していくため、広域連携の構築を図るものでございます。今後、様々な分野で連携に係る調査研究を進め、効率的な町政運営と住民サービスの向上を目指してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会の案件は、青少年センター条例の廃止議案、町民グラウンド改修工事に伴う請負契約締結の議案3件でございますが、事務処理の不手際により大変ご迷惑をおかけいたしました。

改修工事については、グラウンドの水はけの改善、グラウンド内の施設整備を中心に検討させていただきました。水はけの改善は、長年多くの町民の皆様からのご要望を頂いておりました事案でございます。リニューアルにより住民皆様のスポーツ振興、また健康増進に寄与してまいりたいと考えておりますので、どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、8番・三宅良矢議員、9番・前川和也議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、臨時会の会期は、本日より10月6日までの2日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、10月6日までの2日間と決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬 成利議員）

おはようございます。例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和5年9月27日に行いました内容で、帳簿等は、同年8月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での的確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員、河瀬成利。

議長（北村 孝議員）

これで、諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

議案第36号、忠岡町青少年センター条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町民運動場改修工事を実施するに当たり、老朽化している施設の解体を行うことについて、本施設を撤去した場合でも青少年センターの事業目的を達成することが

可能であるため、忠岡町青少年センター条例を廃止するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

では、質問させていただきます。

今回、急遽ですね、この青少年センター条例の廃止というところで議案に追加されました。で、今回、議会の議決をもらい忘れてたというところで急遽出されてこられたわけですが、この間の全員協議会でも少し質問させていただきましたけど、そこら辺でもう一度お聞きしたいと思います。

まず、当たり前のところからお聞きしたいんですけども、皆さん方ね、町の職員さんの雇い主、誰ですかということと、この青少年センターを含む町の施設ですね。公の施設、誰のものですかということをお答えいただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重幸生部長）

我々の雇用主に関しましては、忠岡町民であると。で、公の施設に関しましては、町民さんのために整備をしているというふうに理解しております。

議長（北村 孝議員）

部長、ちょっと声、聞き取りにくいので。二重部長。

教育部（二重幸生部長）

我々の雇い主は忠岡町民で、各施設に関しては、町民さんのご利用を促進するために整備を行っておるというふうに。（勝元議員「違う」と呼ぶ）じゃないんですか。（勝元議員「誰のものか」と呼ぶ）

施設もそうですね。そういう意味では町民さんのものというふうに認識しております。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

そうですね。皆さん方、町の職員さんの雇い主、我々住民ですよ。だから、忠岡町だけじゃないですけど、自治体が持っている公の施設というのは住民の財産、住民のもので

しょう。施設だけじゃないですよ。この庁舎もそうですし、役場内の物品も全部、税金で買ったものは全部住民の財産でしょう、住民のものでしょう。

で、せんだっての議運でも、この件で私ちょっと言わせていただきましたけどね、そもそもそうやって自治体の主役は住民なんです。当たり前ですけど、構成員は。一般的に地方自治体といったら、皆さん方行政を指すことが多いですけど、本来は住民なんです。住民自治ってあるでしょう。だから、住民の財産を皆さん方が、まあ言ってみたら、ごめんなさい、もとい、住民が我々が日常生活、仕事してる日々の生活が忙しいから、皆さん方を代わりに雇って、我々の生活に必要なところを代わりに仕事していただいている、そこだけなんです。だから、我々が皆さん方を雇い、皆さん方を税金で給料を払い、それで皆さん方に我々の仕事をしてもらってる。そこなんです。そういう当たり前のところをまず認識してもらいたい。

その上で、例えば今回やったら青少年センターですけど、自治体が持つてる公の施設というのは、当然建てる時にね、住民の皆さん、こういう目的、機能を持った施設を建てたいんですけども、建てていいですか。つまり、条例で設置してよろしいですかって、条例のまず制定を住民に問うでしょう。オーケーもらって建ててるでしょう。つまり、議会の議決、得てるでしょう。で、建てる時も、この施設を建てるに当たって、予算こんだだけかけて、巨額の公費使って建てるんですけど、住民の皆さん、オーケーですか、いいですかって住民に問うてるでしょう。議会の議決得てますでしょう。そうやって大事なことについては必ず住民に問いなさいよと。日常の細々したことは皆さん方が、町長に権限を渡して、それから下の職員さんに権限を下ろして決裁して、行政の中でやってますけど、大事なことについては直接住民にオーケーもらえよって法律で決まってる、議決事項って列挙されてますよ。そこなんです。

で、その建てる時も住民にオーケーをもらって建てた。で、長年ずっと住民のために使ってきた。で、時を経て、今回でしたらね、この青少年センター、機能持ってない、老朽化しているというところで、この施設、もう今回こういう状態で解体撤去、廃止させてもらいたい。ですけど、かつては住民の貴重な税金で設置させてもらいました。かつ、不動産ですんでね、財産ですよ。それを壊していいですか、廃止していいですかって、そんなもの住民に問うのは当たり前なんです。そこの皆さん方が議決得るのを忘れるというのはね、雇い主、誰で、誰から給料もらって、誰のために仕事してるかというところがすっぽ抜けてるから、そんなことになるんじゃないかと思うんです。

で、実際ね、想像してもらったら分かると思いますが、例えば自分の敷地に何か建てるというときに、自分の敷地に他人さんのものが置いてあるとか、工作物があるというたら、まずそれをどけていいですかって、それ持つてる人に確認するでしょう。確認してから設計したりとか工事に入るでしょう。

まさしくこの町民グラウンドの改修工事そのものが、グラウンドの敷地内にね、あれ、

自治会倉庫建ってるじゃないですか。自治会の所有物やから、自治会さんにね、これ撤去させてもろてよろしいかって、町の教育委員会、聞きに行っていましたやん。結局そこで、自治会が嫌やとか費用がどうのこうのともめてたから設計委託業務が遅れてたわけでしょう。それが全ての理由じゃないですけどね、遅れてた全ての理由じゃないですけど、そうやって敷地内に誰かのものがあるって、それをどけたいとなったときに、実際忠岡町さん、自治会にお伺いに行ってますやん。これどけていいですか。何で住民の施設については住民に問わないんですか。住民さん、これ、どけてよろしいかって問うのが本来でしょう。そこ抜けてるからおかしいと私は思ってるんです。

ですので、まさしくそういう状態で、本来の問うべき相手に問うてないというところで、私が思うに、今こうやってもう設計も全部完全に固まって、工事の入札ももう終わってる。しかも時期、遅れてるといふ。町側の勝手な都合で早く工事せなあかん、着工をせないかん、間に合わさなあかんって、そういう状況でその施設の廃止、この施設、取り壊して廃止にしてよろしいかということをお伺いするわけですよ。

実際ね、議会の議員の方の中にもね、この間の議運もそうですけど、この工事、進めなあかん、早うせなあかん、止められへんやないか、止めるわけにはいかんということですね。もうやらなしゃあないやんかと。つまり、町職員、我々の雇ってる従業員の職員さんが勝手に引いたルールに、我々議会の議員、住民が半ば無理やり従わされてるわけですよ。本来やったら、もっと設計の段階とか、自治会さんに聞いたように、設計の早い段階で絵を描く前に、住民さん、これどけてよろしいかと問うのが当たり前じゃないですか。筋やと思うんです。

そこを踏み外してるというところでね、私はすごい腹が立ってるんですけど、町職員というのは、今も言っているとおり我々が雇い主で、私たちが皆さんのサービスのお客ですよ。カスタマーですよ。そういう我々住民が今のこの状態を見るとね、従業員の町職員に都合のいいように踊らされてるんですよ。振り回されてるでしょう。

ですので、お聞きするんですけど、実質的にね、こんなふうに住民の財産である青少年センターの解体撤去、廃止という是非を問う議案を、住民に丸かペケか選択の余地を与えない状態つくって、そんなふうに事業を進める、そのやり方、つまり住民を無視して首長と町職員で好き勝手に事業を自治体運営を進めようとしている、そういうやり方は私は非常に問題やと思ってるんですけども、そこはいかがお考えですか。町長でもいいですし、教育部局でもいいです。答えていただけますか。筋が違うと思ってます。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

確かに先ほど申し上げたとおり、公共施設というものは町民さんの財産であるということではあるかと思えます。ただ、それぞれの施設に対しては、先ほどおっしゃられた

とおり条例というものを整備させていただいております。青少年センター条例に関しましては、使用できるものというものは、基本的には社会教育関係団体という形で制定のほうをさせていただいております。ですので、我々としましては、社会教育関係団体の常にあそこを使用されている団体に関しましてはですね、従前より話をさせていただいて、今であれば文化会館であったり、他の公共施設のほうで活用していただいているところを認識しておりますので、そういった面におきましてはですね、一定、利用者、町民の方のご理解というものは得ておるといふふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、3回目です。

11番（勝元由佳子議員）

今のご答弁やったら、施設を使用されてる団体さんですか、一般の全住民から見たら特定の一部の住民ですよ。そっちに、その人たちの特定の一部の人の声を聞いたから、それでいいんだっておっしゃってますけど、私が言いたいのは、皆さん方、行政の公務員の方々が問うべき住民というのは、議会の議員なんです、当たり前ですけど。そんな決定権も何もない、公職で選ばれた、公選で選ばれたわけでもない、判断、決定する権限もない人たちにオーケーをもらったからって、それで忠岡町の事業をよしとして進めるのはどうかと思いますよ。今の答へ聞いただけでもね、皆さん方、全体の奉仕者の意識ないん違うかと思ひますよ。何で一部の人のために動くんですか。そこがそもそもおかしいでしょう。

問うべきは、住民全体といへば、我々みたいに公選で住民から選ばれた議員で構成されてる住民の代表者会議、つまり議会なんです、問うべきは。そんな一部の団体さんとか一部の特定の住民じゃないですよ。そこは認識を改めていただきたい。

で、そういう認識されてるんであればね、教育部局にかかわらず町全体としてちょっと間違つた認識を改めてもらいたい。どこまで行つても雇ひ主は住民全体です、たまたま杉原町長は忠岡町民やから雇ひ主のうちの1人ですけど。

委員（北村 孝議員）

勝元議員、すみません、議案に直接あるやつで、職員資質とか、そういう部分についてはちょっと。

11番（勝元由佳子議員）

いいです。止めんといひただけですか。取りあへず今日、大事なことを聞いてるんで。

ですので、皆さん方がちゃんと認識を持っていたら議会に議決を得る、つまり住民に丸かペケか問うということを忘れることはないと思ひます。これまで教育部局はいろんな問題、連発してますけど、町長に最後、聞きたいんですけど、忠岡町役場組織のガバナンス、組織のガバナンスについていかがお考えですか。今後も含めてお答へいた

だきたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。答弁をもって質疑終結します。

町長（杉原 健士町長）

今回のことは冒頭にもお話しさせていただきました。大変不手際でということでお話しさせていただいたとおり、今後はそういうことのないように、しっかりと住民の皆様に向けて。職員もしっかりと襟を正しながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないものと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止について、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、お諮りをいたします。

日程第5 議案第37号 請負契約締結について（忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事）及び、日程第6 議案第38号 請負契約締結について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）の2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号の2件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第37号 請負契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町民運動場グラウンド及び周辺について、整備工事を行うため、制限付一般競争入札に付した結果、岸本建設株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第38号 請負契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町民運動場について、建築及び解体の工事を行うため、指名競争入札に付した結果、松井建設株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第37号及び議案第38号につきまして、どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ただいま説明のございました2議案について、一括して大綱的質疑を行います。ご質疑ございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

質問させていただきます。ちょっと何点かあるんで、もう一括で、3回しか聞けませんので一括で聞きます。

まず、せんだつての全員協議会でもお伺いしました変更があった場合の議決のことなんですけども、忠岡町さんは忠岡町が持っている工事請負の設計変更のガイドラインを根拠に、低額といいますか簡易な変更については議会の議決をその都度得なくていいんだ、何か年度末、つまり工事の完了ですね。完了時に議決を得たらいいんだという趣旨のご答弁されてました。まさに東忠岡認定こども園のときと同じですよ。その都度その都度変更の議決を得ずに、最後に全部ぶち込んで一括で議決を得たらいいんだというその発想をいまだにしておられるというところでお聞きしたいんですけども、少なくとも私はこれまでも公室長さんも教育部局にもその変更の議決を得なあかんよと、その都度得なあかんよということはお話しさせてもらってました。

で、私の言ってる根拠は、どこまでいっても地方自治法と、あと地方自治小六法に書いてる解釈と運用ですよ。あと逐条解説。そういった日本に広く知れ渡ってる法の解釈を根拠にお話しさせていただいたんですけども、これね、忠岡町の言ってる忠岡町のガイドラインにこうあるから議決得んでええねんみたいなことを言っていますけど。

それを、じゃあ仮に私が、忠岡町がその根拠を基に変更の議決得ずに工事やってしまったとしますよね。で、後でちゃんと法律の解釈の中に「議決事項であるにもかかわらず議決を得ずにやった行為は無効」ってはっきり書かれてるわけですよ、解釈の中にね。とい

うことで、司法に訴えて、忠岡町のやった行為は議決を得てないから無効やと、違法、無効確認の訴訟をされたときに忠岡町は勝てるんですか。勝てるだけの法的根拠を持ってそういうことをおっしゃてるのか、そこをお聞きしたいというのと。

あと、この町民グラウンド改修工事のところでお聞きするんです。プロジェクトチームのところでもお聞きしたいと思います。3月の予算委員会以降、担当部局、担当課の生涯学習課の課長さん、ご不在です。で、プロジェクトチームを組んで全庁横断的に、もうオール忠岡町で取り組んでこられたわけですけども、このプロジェクトチーム、お聞きしたら、生涯学習課の担当職員さんが入ってないと。入れてもらってないと聞いてます。「じゃあ、何してんねん」と聞いたら、実質パシリみたいなことをさせられてるわけですよ。私の目から見てですよ。「そなん、ただの使いっ走りみたいなことをさせられてるだけやんか」と私も言いましたよ。

で、まず誰がそういうプロジェクトチームの構成を考えたのか。なぜちゃんと担当職員さんを入れて、協力してチームを組まなかったのかというところ。

あと、そうやって今後を担う町職員の、若手の職員さんを入れてないというところですね。仕事をしないと、一貫して自分で聞きながら、教えてもらいながら分かれへんところを取り組みながらしないと職員さんも育たないですよ。公務員としての知識、経験もつかないというところで、人材育成の面で非常に問題やと思ってます。そこはどうでしょうかというところ。

あと、新人お2人、出先に置いてますけど、やっぱり管理職を常駐させるべきやと私は思ってます。目が届けへんし、育成の面でもよくないというところで、いかがお考えかと聞きたいです。

加えてもう1個、予算的な部分でもお聞きします。自治会倉庫、さっきも言いましたけど、グラウンド敷地内に建ってますよね。で、以前の忠岡町のご答弁だと「あの自治会倉庫の撤去費用はもう忠岡町が持ちます」と、つまり我々住民の税負担でやるんですとおっしゃってましたけども、その撤去費用は幾らなのか。で、今日のこの議案の工事のうち土木と建築、どちらのほうにその自治会倉庫の撤去費用は計上されてるのかというのと、なぜ我々住民がそんな自治会の倉庫の撤去費用を持たないといけないのかというところ。

あと、そんな特定の自治会に便宜を図るなんて、よその自治会さんとの公平性の観点から非常に問題やと思います。不公平やと。ほかの自治会さんからも不満出るとは思いますけど、公平性の観点からどうでしょうかというところと。

あともう1個、議案の中身、具体的な中身のことでないですけども、この工事、恐らく建築も土木も両方やと思いますけど、工事の監理委託業務、設計委託業者さんが受けてますよね。依頼するとたしかおっしゃってたと思います。で、東忠岡認定こども園の整備工事の場合は、いろんな理由でね、メインが補助金申請があるからという理由やったと思いますけども、設計業者と工事の監理業者、別々に発注してて、そういう特別な理由があ

るからこの業者でないとかんということでもURリンケージに、たしか1社随契されてましたよね。であれば、今回のこの町民グラウンドの改修事業もですね、もともと忠岡町は設計と工事監理、別々に発注する予定で予算も組まれてました。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、もうちょっと大綱的にやって。細かいところまでいってますので。

11番（勝元由佳子議員）

全協のときにもう遮られて、あとは本会議でと。

議長（北村 孝議員）

だからというて、ここで言うてええということはないので、一応ルールはルールとして守っていただいて。

11番（勝元由佳子議員）

この議案に関係するから私も聞いてるんですよ。

議長（北村 孝議員）

だから、そこはもう少し簡潔にやっていただかないと、細かくいきますと委員会の中での質疑みたいな感じになりますので、よろしくをお願いします。

11番（勝元由佳子議員）

その別々に発注する予定だったのを、なぜ同じ業者に発注したのかというところで、やっぱり本来は入札すべきやったと思ってます。ですので、町側の工事が遅れてるという勝手な都合で、我々の貴重な税金、無駄遣いになってると思いますけども、そこをお答えいただきたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私でできるものから、1つ目の変更契約の部分についてご答弁させていただきます。

先日、勝元議員からの質問で、議決された請負契約とそうでない請負契約を混同した答弁となってしまい申し訳ございませんでした。

議決されてない請負契約については、本町のガイドラインにおいて変更額の累計が請負金額の20%に相当する額、その額が1,000万円までは軽微な設計変更として取り扱い、工期末または債務負担行為における各会計年度末のどちらか早い時期に変更契約できるものとしておりますが、議会の議決を得た工事については、請負金額を増額する場合には改めて議会の議決を得る必要がございますので、上程をさせていただきたいと思ます。

あと、2つ目のプロジェクトチームのことでございますけれども、担当職員をなぜ入れ

なかったかということでございますけども、この部分については生涯学習課のほうが2名で、現在、職務のほうに従事しておりますので、その者に過大な負担をさせないという意味で関係各課からの部課長で構成したところでございます。よろしく申し上げます。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

プロジェクトチームの続きになるんですが、先ほど公室長が答弁したとおり、チーム自体は部課長で構成しておりますが、当然ながら細かい作業は、起案であったりそういった部分に関しましては担当職員のほうでやって対処しておりますので、当然私のほうから都度指示をさせていただいて処理を行っていただいておりますので、そういった意味では担当職員ということで、当然ながら今回の工事に関しては一定携わっていただいておりますので、よろしく申し上げます。

あと、文化会館のほうに新人が2人で、管理職がないという点でございますが、その辺りは当然私のほうも常々、人事当局のほうとは話はさせていただいておりますが、なかなか本町の職員の配置であったり職員の人数であったり、そういったところで、中途でのそういった対応というのがなかなか難しいというところがございますので、私のほうが一応課長兼務という形で、常々、現場と連携を図りながらできる限り現場に足を運んで、文化会館に足を運んで職員と日々やり取りをさせていただいているつもりでございますので、その辺りはご理解いただきたいなというふうに思います。

あと、自治会倉庫に関しましては、確かに前回の答弁では全額負担させていただくというように答弁させていただいたところですが、一定、その後自治会さんとも話はさせていただいて、一定のご理解は頂いておりますが、まだ金額等々確定しておりませんので、引き続きその辺りは相談していきたいというところで考えております。

あと、そもそも撤去費用がどちらかというところなんですが、今回につきましては建築及び解体工事ですね。議案番号でいいますと38号のほうに撤去費用が計上されておるところで、設計段階では20万円程度というふうに理解しております。

それから、最後の監理業務が設計業者と同一であるというところでございますが、そもそもこども園に関しては国のほうの補助金を頂くというところで、国土交通省のほうからの指導がございまして、設計業者と監理業者を分けるようにという指導がありましたので分けさせていただいたところでございます。別に必ず設計業者と監理業者を分けなければいけないというところではございませんので、我々としては今回は昨年度設計を担当していただいた業者がほぼほぼ設計のほうはできておりましたので、一部を修正するというところがございましたので、引き続きその修正設計に関しましても、当然昨年度、もとの設計をしておいた業者と引き続き修正設計をしていただくというところで、昨年度と引き続きの監理業務をしていただくというところで考えておりますので、よろしくお願

したいと思います。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

まず、議決の件ですけど、じゃあ昨日じゃない、おとついですか、町側のほうで「ガイドラインがあるからその都度議決を得ないんですよ」的な答弁されてたと思いますけど、それはもう、じゃあ撤回されて、その都度、じゃあ議決を得るように議会に上程しますという受け止めでもよろしいですね。分かりました。

あと、職員さんのことなんですけど、生涯学習課の職員さんですけどね。今、部課長さんでプロジェクトチームを構成していて、職員さんに起案等々の作業はしていただいて、それはまさしく作業員扱いでしょう。事務作業というか、させてるだけで、本来は担当者として、どういう考えでどうなってこうなって、こういう考えで事業を進めていって、だからこうなったんだと。起案なんてその最後の最後の雑務的なものなんですよ。だから、ちゃんと意思形成過程とか行政的な物の考え方とか事業の進め方を覚えてもらうのが本来の人材育成であって、起案作業を覚えてもらうのが人材育成じゃないでしょう。私はそういう意味でこれ聞いているんですよ。それについて、「いやいや、部課長で構成して、事務作業をやってもらってるからそれでいいんです」という認識でおられるとすれば、忠岡町は全く人材育成、公務員、行政職員を育てるところで大きな筋違いをしてると指摘させていただきます。

で、やっぱり本来であればね、長期間、管理職が不在なのであれば、それは管理上もよくないですよ。職務管理上もね。だから、本来であれば10月1日付けでも、いつか途中付けでも人事異動なりして、緊急的にでも管理職を私は配置すべきやったんじゃないかと思ってますし、今後もそれは引き続き継続して考えていただいて、年度途中であっても人事異動していただくのが適切じゃないかと思ってます。

あと、自治会倉庫の部分ですけども、これは当初言ってたように町民負担にならないって決まったわけじゃないんですよ。今、調整中ということでしょう、聞いてると。だったら自治会さんが設計当時の、設計段階のときと同じで、「嫌や、払えへん」と言うてしまったらそれまでじゃないですか。だから聞いてるんですよ。

仮にそうなったときに、何で我々住民が負担せなあかんのか。そもそも忠岡町がちゃんとあそこに設置する許可を出す段階から踏み外してるわけでしょう。何でそんなツケを住民がお尻拭かなあかんのかというところは申し上げさせてもらいますし、多分そんな不公平なことやったら、ほかの自治会からもクレーム出ると思いますよ。

ですから、そこはもう自治会さんの理解を得るしかないと思いますけど、到底そんな、住民の税負担でそんなことできないというところは理解していただかないとあかんと思いますよ、行政として。折れたらあかんところやと思います。もしそんなことをして公費負担

したら、私、住民監査請求でもしたろかなと思ってますから、それで勝てるっていうんやったら、そういうことをやったらいいと思います。

あと、監理についてですけども、これはどこまでいっても、本来はやっぱり入札していただくべきやったんじゃないかと思ってます。で、町側自体がこの設計委託業者さん、遅れた理由も含めてですけど、ちょっと能力的に低いんだということもおっしゃってるじゃないですか。そんなところに何で工事の監理も任せていいのかなと私は正直思ってます。ですのでね、この工事自体きちんとちゃんと間に合わせたいと思うのであれば、きちんと中身のしっかりした、時期を間に合わせるだけじゃなくて、工事の質もちゃんと担保して税金を投入するに当たってきちんと質も担保されてる工事の内容にするのであれば、やっぱりちゃんとした工事の監理業者を選ぶべきやったと私は思ってますよ。

というところで質問終わらせていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第37号 請負契約締結について（忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事）、議案第38号 請負契約締結について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）、以上の2件を会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次の会議は10月6日、明日午前10時から開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（「午前10時40分」散会）